


所管部課	市民部 産業振興課	部長	村上 敏彰	
件名	平成30年度東大和市商店街チャレンジ戦略支援事業補助金交付要綱について			
	区分	1 審議事項	○	
関係事項	条 例 規 則 部 課 機 関			
<p>1. 要 旨</p> <p>本事業は東京都との間接補助で商店街等に補助金を交付するものであるが、平成30年度から商店街の新たな挑戦を後押ししたいという主旨のもと、都要綱の名称が変更される。これに伴い、市要綱も名称を変更して制定するものである。また、名称の変更主旨を鑑み、平成30年度からは補助金額算定方法も見直しを図り、制定するものである。</p> <p>(1) 主な改正点： 例年制定していた要綱との変更点は以下のとおりである。</p> <p>【名称変更】 「東大和市新・元気を出せ商店街等事業補助金交付要綱」を「東大和市商店街チャレンジ戦略支援事業補助金交付要綱」へと名称を改める。</p> <p>【補助金額算出方法の変更】 補助金額が高額になる事業については利用件数が少なく、小額の件数が多いため、小額の補助率を上げることで商店街等の補助金活用度の向上を図る。そのため、市が商店街等に支出する補助金額の算定方法を4区分から2区分へと改める。</p> <p>(2) 施行日：平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果：①要綱の名称を、都要綱と合わせて変更することによって、円滑な事業を実施することができる。 ②補助金額の算定方法を改めることで、商店街等の負担を軽減するとともに、恒常的な賑わいにつながるような新たな商店街事業の挑戦を後押しするものである。</p>				
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、速やかに制定手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。